

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ファーマフーズ		コード	2929
提出日	2026/10/14	異動（予定）日	2026/10/28	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外取締役および社外監査役の選任議案が承認予定のため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	佐村 信哉	社外取締役	○													○		有
2	林 由佳子	社外取締役	○													○		有
3	川端 さとみ	社外取締役	○													○		有
4	城戸 澄仁	社外取締役	○													○	新任	有
5	伊達 幸乃	社外監査役	○													○	新任	有
6	和田 佑樹	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		株式会社ニッセンホールディングス及び株式会社ニッセンにおいて、長年にわたり通信販売事業の業務を中心に携わっており、その豊富な知識と経験に基づき、当社の通信販売事業に関するアドバイスをいただくとともに、当社の経営全般に対して外部の視点を持って取締役としての役割を果たしていただけたと考えております。出席した取締役会においてもその機能・役割を果たしており、現在の選任状況について問題はないと判断しております。 また、当社の業務執行に関与しておらず、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号に定める要件にも該当しておりませんので、独立役員に求められる「一般株主と利益相反が生じるおそれが無い」ことから、独立役員として指定するものであります。
2		長年にわたる研究者としての豊富な経験と幅広い見識を有されており、外部の視点を持って当社の研究品質の向上及び女性活躍のための制度構築に関する助言並びに当社経営への助言及び監督機能を発揮していただいております。出席した取締役会においてもその機能・役割を果たしており、現在の選任状況について問題はないと判断しております。 また、当社の業務執行に関与しておらず、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号に定める要件にも該当しておりませんので、独立役員に求められる「一般株主と利益相反が生じるおそれが無い」ことから、独立役員として指定するものであります。
3		日本及び米国における弁護士として、企業法務を中心とした知的財産権及び国際取引に関わる高い法律知見並びに社外取締役としての経営への関与経験を有しております。当社グループのグローバル展開及びコーポレート・ガバナンスの向上に対し有益なアドバイスをいただけるものと考えております。 出席した取締役会においてもその機能・役割を果たしており、現在の選任状況について問題はないと判断しております。 また、当社の業務執行に関与しておらず、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号に定める要件にも該当しておりませんので、独立役員に求められる「一般株主と利益相反が生じるおそれが無い」ことから、独立役員として指定するものであります。
4		公認会計士として高度な専門的な知見を有するとともに、大手監査法人においてベトナム（ハノイ）での駐在経験を含む、20年以上の豊富な監査経験を有しております。また、自らベトナムに進出する日本企業を支援する会社を設立し、代表者として企業経営に携わるなど、経営者としての経験も有しております。さらに、他の上場企業において社外取締役(監査等委員)を務められており、資本市場に関する高い理解を備えております。加えて、理系分野における学術的背景を有しており、当社の研究開発型事業に対する理解も有しております。これらの知見を当社の取締役会における意思決定機能の強化並びにコーポレート・ガバナンスの充実に貢献いただくことを期待し、社外取締役としての役割を果たしていただけたと考えております。 また、当社の業務執行に関与しておらず、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号に定める要件にも該当しておりませんので、独立役員に求められる「一般株主と利益相反が生じるおそれが無い」ことから、独立役員として指定するものであります。

5	公認会計士として、複数の国内大手監査法人において通算10年以上にわたり監査業務に従事し、豊富な監査経験を有しております。また、事業会社において経理・財務及びM&A関連業務に幅広く従事するなど、企業経営に関する実務経験も有しております。さらに、大手監査法人勤務時にはドイツ（フランクフルト）での海外勤務経験を有するとともに、MBAを取得されており、会計・監査にとどまらず、経営戦略やグローバルな視点に基づく幅広い知見を備えております。これらの豊富な知識、経験及び見識を活かし、当社の監査体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の充実に貢献いただくことを期待し、社外取締役としての役割を果たしていただけたと考えております。 また、当社の業務執行に関与しておらず、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号に定める要件にも該当しておりませんので、独立役員に求められる「一般株主と利益相反が生じるおそれが無い」ことから、独立役員として指定するものであります。
6	公認会計士及び税理士として会計・監査・税務に関する高度な専門知識を有するとともに、事業会社の代表取締役として経営に携わった経験を有しております。 また、過去に当社の会計監査人であった監査法人において当社の監査業務に関与しておりましたが、当該監査法人は既に解散しており、当該監査業務への関与から相当期間が経過しております。現在、当社との間に独立した判断に影響を及ぼすような継続的な取引関係その他の利害関係はありません。 以上から、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立した立場から当社の経営を監査することができると判断し、独立役員として指定するものです。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。